

「ネクストウィル・タックスレビュー」では、毎月 1 回、法人税、所得税、相続税等の税務情報を配信させていただきます。特に税制改正等の注目度の高い税務については、なるべく早く取り上げていきたいと思っております。ご自分が税務でお悩みの方はもとより、日頃から税務でお悩みの方と接する機会が多い、弁護士、司法書士、不動産鑑定士、社会保険労務士等の士業の先生方、不動産関連業界及び金融機関の方々などのクライアントサービスに役立つ情報の配信を心がけております。ぜひご利用ください。

－ 非嫡出子の法定相続分 －

非嫡出子の法定相続分を定めた民法上の規定について、平成 25 年 9 月 4 日に最高裁から違憲とする判決が示されました。最高裁は、判決の中で「本決定までの間に開始された他の相続につき、現行民法を前提として確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼさない」としており、今回の判決により影響が現れるのは現在進行中、もしくは係争中の相続案件になります。そこで、今回のタックスレビューでは、最高裁から違憲判決が示された非嫡出子の従来の法定相続分について改めて解説し、併せて最高裁が民法上の非嫡出子の法定相続分違憲判決に至った理由を解説したいと思います。

1. 非嫡出子の法定相続分

(1) 相続人の種類

民法は相続人として、配偶者と血族相続人を定めています。配偶者は常に相続人になりますが、血族相続人については一定の順位を定めています。血族相続人の順位は、第 1 順位が子とその代襲相続人(ex.孫、曾孫等)、第 2 順位が直系尊属(ex.父母、祖父母等)、第 3 順位が兄弟姉妹とその代襲相続人(甥、姪)です。

(2) 相続人と法定相続分

相続人が複数いるときは、被相続人の相続財産を各相続人の相続分に応じて相続します。民法上で定められている法定相続人及び代襲相続人の法定相続分は下記のとおりです。

【図表: 相続人と法定相続分】

相続人	法定相続分	補足説明
子 配偶者	子: 1/2 配偶者: 1/2	子が複数いるときは、子の法定相続分 1/2 を均等に相続する。 ただし、非嫡出子の法定相続分は嫡出子の 1/2 とする。
直系尊属 配偶者	直系尊属: 1/3 配偶者: 2/3	直系尊属が複数いるときは、直系尊属の法定相続分 1/3 を均等に相続する。
兄弟姉妹 配偶者	兄弟姉妹: 1/4 配偶者: 3/4	兄弟姉妹が複数いるときは、兄弟姉妹の法定相続分 1/4 を均等に相続する。

(3) 嫡出子と非嫡出子

上記「(1) 相続人の種類」で記載したとおり、子は男女の別、戸籍の異同、実子・養子の別、嫡出・非嫡出の別、国籍

の有無を問わず、同順位で相続します。しかし、同じ子であっても嫡出子または非嫡出子により、法定相続分は異なります。

ここで、嫡出子及び非嫡出子について概説すると、嫡出子とは法律上の婚姻関係にある男女から生まれた子であり、非嫡出子とは婚姻関係のない男女から生まれた子のことです。また、非嫡出子は、原則として母の戸籍に入るため、父が認知をしない限り父親に対する相続権は認められません。

嫡出子と非嫡出子の法定相続分については、民法上「嫡出子と非嫡出子とが共同相続人である場合は、非嫡出子の法定相続分は、嫡出子の 2 分の 1 である」とされています。

そのため、嫡出子と非嫡出子の法定相続分を比較した場合に、嫡出子に対して非嫡出子は不利益を被る可能性があるといえます。

2. 非嫡出子の法定相続分に関する最高裁の判決

(1) 現行制度上での非嫡出子の法定相続分

現行の民法では、嫡出子及び非嫡出子の法定相続分については上述したとおり、「嫡出子と非嫡出子とが共同相続人である場合は、非嫡出子の法定相続分は、嫡出子の 2 分の 1 である」とされています。この点については、憲法 14 条の定める「法の下での平等」に反するのではないかと議論があり、過去においても高等裁判所で違憲判決が示された訴訟がありました。

しかし、当時最高裁は「現行民法が法律婚主義をとっており、嫡出子の立場を尊重する立法趣旨には合理的な理由がある」と判断しました。そこには、嫡出子及び非嫡出子については、非嫡出子自身に責任がないという平等論がある一方で、最高裁は「法律婚(社会制度)の尊重」を重視した姿勢があったのではないかと考えられます。

(2) 嫡出子及び非嫡出子の法定相続分に関する最高裁の違憲判決

嫡出子及び非嫡出子の法定相続分については、最高裁は「法律婚(社会制度)の尊重」という視点から違憲判決を示してきませんでした。しかし、最高裁が重視していた従来の「法律婚(社会制度)の尊重」が、現状の社会制度に必ずしも合致しているとはいえ、今回の裁判で最高裁は「晩婚化、非婚化、少子化が進み、これに伴って中高年の未婚の子どもがその親と同居する世帯や単独世帯が増加しているとともに、離婚件数、特に未成年の子を持つ夫婦の離婚件数及び再婚件数も増加するなどしている。」としています。また、最高裁は「婚姻、家族の形態が著しく多様化しており、これに伴い、婚姻、家族の在り方に対する国民の意識の多様化が大きく進んでいることが指摘されている。」としています。さらに、「父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているものといえることができる」としています。

つまり、従来の社会制度を重視した民法上の規定が、現状の社会制度に合致しているとは必ずしも言い切れなくなってきたこと、また、嫡出子なのか非嫡出子なのかどうかは、子にとっては何の責任もないということ等が、今回最高裁が違憲判決を示した理由だと考えられます。

(3) 今回の違憲判決の及ぼす影響

今回、最高裁が嫡出子及び非嫡出子の法定相続分についての違憲判決を示したことによる影響が、実務において

どの程度まで及ぶのかが重要な点となります。今回、最高裁は「本件規定は、遅くとも平成 13 年 7 月当時において、憲法 14 条 1 項に違反していたものというべきである。」としています。そのため、平成 13 年 7 月以降は、当該嫡出子及び非嫡出子の法定相続分に関する規定は違憲であったということになります。

しかし、最高裁は「法的安定性を著しく害することになる」とし、既に解決した事案に効果は及ばないとしています。そのため、現在進行中の相続事案または今後の相続事案に影響が現れることになります。

(4) 民法及び相続税法の改正

今回の最高裁の違憲判決により、民法が改正されることが想定されます。相続税法の規定は、民法の規定と重なる部分が多く、今回の最高裁の違憲判決により民法が改正された場合には、相続税法も改正される可能性があります。

相続税法が改正された場合には、嫡出子及び非嫡出子の法定相続分について、相続税法改正後の新たな規定を基にした相続対策を講じる必要がありますのでご留意下さい。

上記の内容に係らず、会計・税務に関する疑問点、不明点等がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

【参考文献】

- 最高裁判例 遺産分割審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件
- 「民法VI」内田貴著 (東京大学出版、平成 20 年)

【連絡先】

ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

電話:03-3568-1977 FAX:03-3568-1979 E-mail: info@nextwill.co.jp

担当者: パートナー 西田 誠 / マネージャー 武山 洋介

【事業概要】

- 法人アドバイザー事業
法人税務顧問サービス、社外 CFO サービス、記帳代行/事務代行サービス
- 個人アドバイザー事業
所得税・相続税・贈与税等の税務申告サービス、相続・事業承継対策サービス
- 財務アドバイザー事業
M&A アドバイザー業務、財務デューデリジェンス業務
企業価値評価業務、事業再生支援業務